(3)　効果的な障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科の見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道府県障害福祉計画（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。

第四部　公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

一　関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

二　公共職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公共職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公共職業訓練を実施するものとする。

三　公共職業訓練の委託先への就職指導等の実施

公共職業能力開発施設は、巡回就職支援指導員及び就職支援員を活用し、委託先への就職支援の指導、情報提供等を実施することにより、委託訓練の就職率の向上を図るものとする。

○厚生労働省告示第三百二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる機関に委任し、平成二十四年度の予算に係る補助金の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務

委任に係る補助金の名称	委任した機関	委任した事務の内容
（項）厚生労働科学研究費 （目）厚生労働科学研究費補助金 （厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号。以下「規程」という。）第三条第一項の表第二十五号に規定する化学物質リスク研究事業のうち一般公募型及び若手育成型に限る。）	国立医薬品食品衛生研究所長	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金の交付の条件の附加 四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業に要する経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業の内容の変更の承認、同項第四号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業が予定しない場合における報告の受理及び指示

委任に係る補助金の名称	委任した機関	委任した事務の内容
（項）厚生労働科学研究費 （目）厚生労働科学研究費補助金 （規程第三条第一項の表第十二号に規定する難治性疾患等克服研究事業（難治性疾患克服研究事業に限る。）のうち一般公募型並びに同	国立保健医療科学院長	五　法第七条第二項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令 十二　法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令 十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理 十四　法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知 十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し 十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令 十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺 十九　法第二十一条第一項の規定による徴収 二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示 二十一　法第二十二条の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認 二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施 二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理 二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知
		一　法第五条の規定による補助金の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金の交付の条件の附加 四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業に要する経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業の内容の変更の承認、同